

# 化学物質に係る法令改正のオンライン説明会 (労働災害発生状況)

新潟労働局 新津労働基準監督署

- 1 . 労働災害発生状況
- 2 . 化学物質等による災害
- 3 . その他

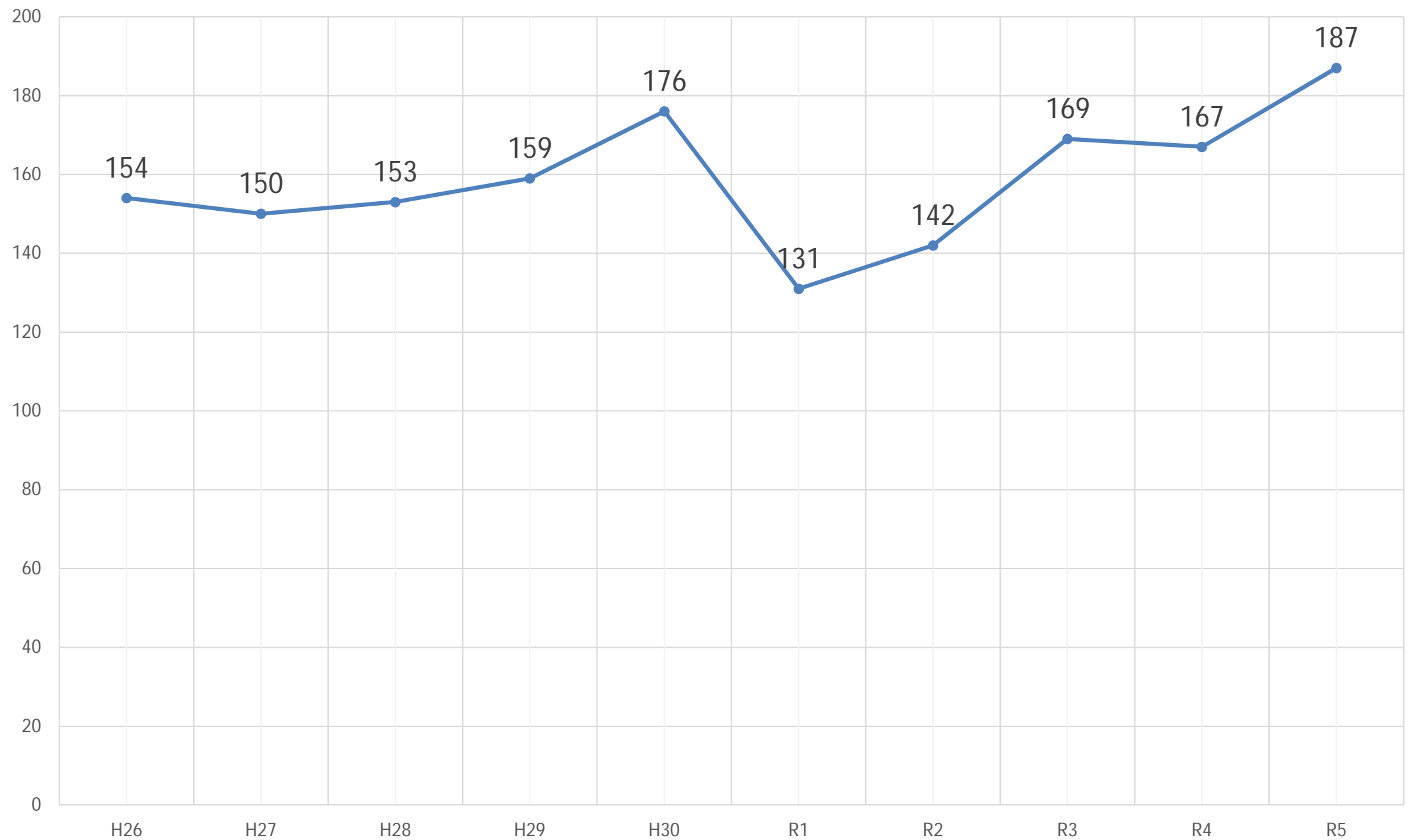


# 令和5年 労働災害発生状況

	全国	新潟県	新津監督署管内
死亡者数	755 人 ( - 19 )	14 人 ( - 3 )	1 人 ( + 1 )
死傷者数	135,371 人 ( + 3,016 )	2,750 人 ( + 120 )	187 人 ( + 20 )

新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの  
カッコ内は対前年数

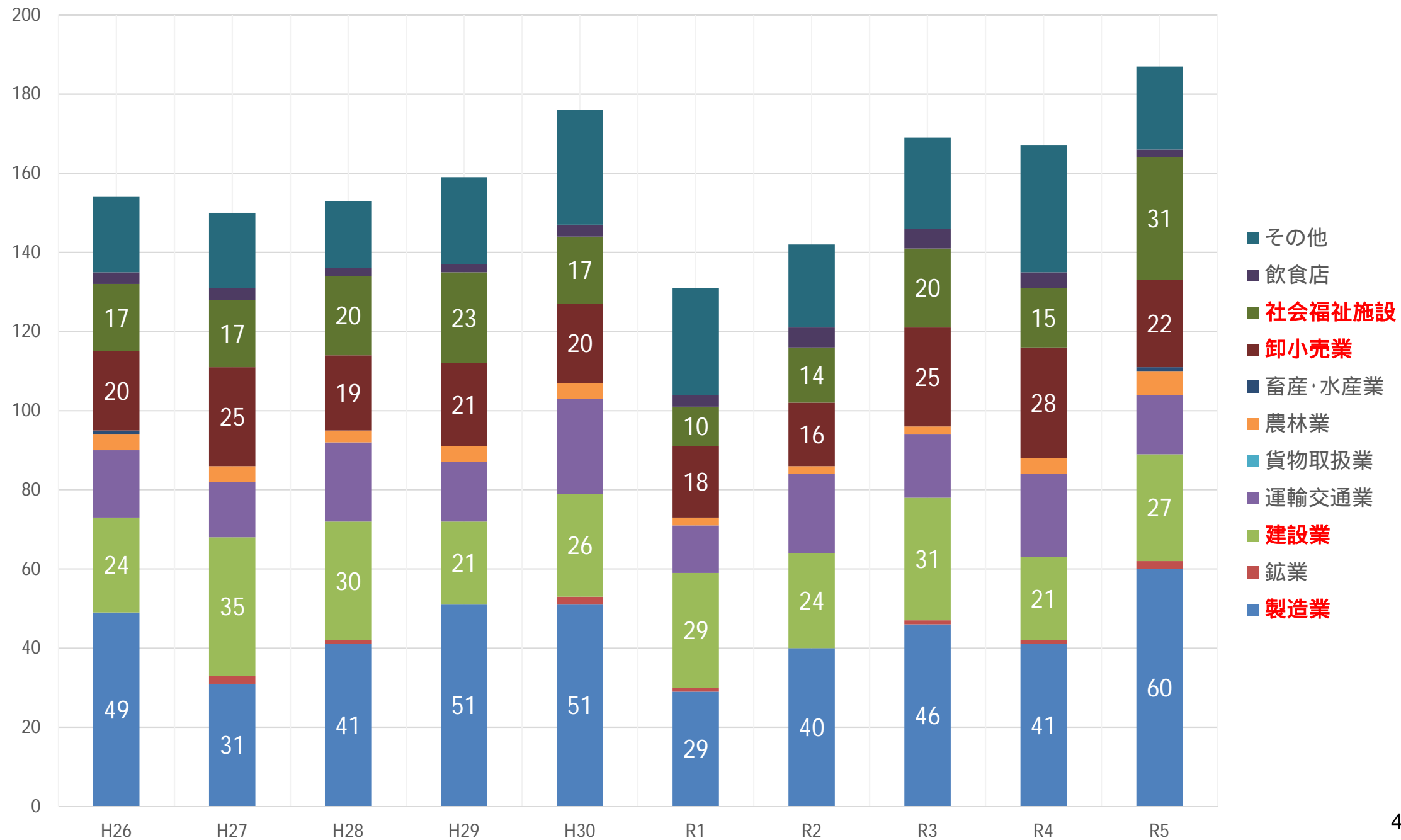
# 新津監督署管内における労働災害



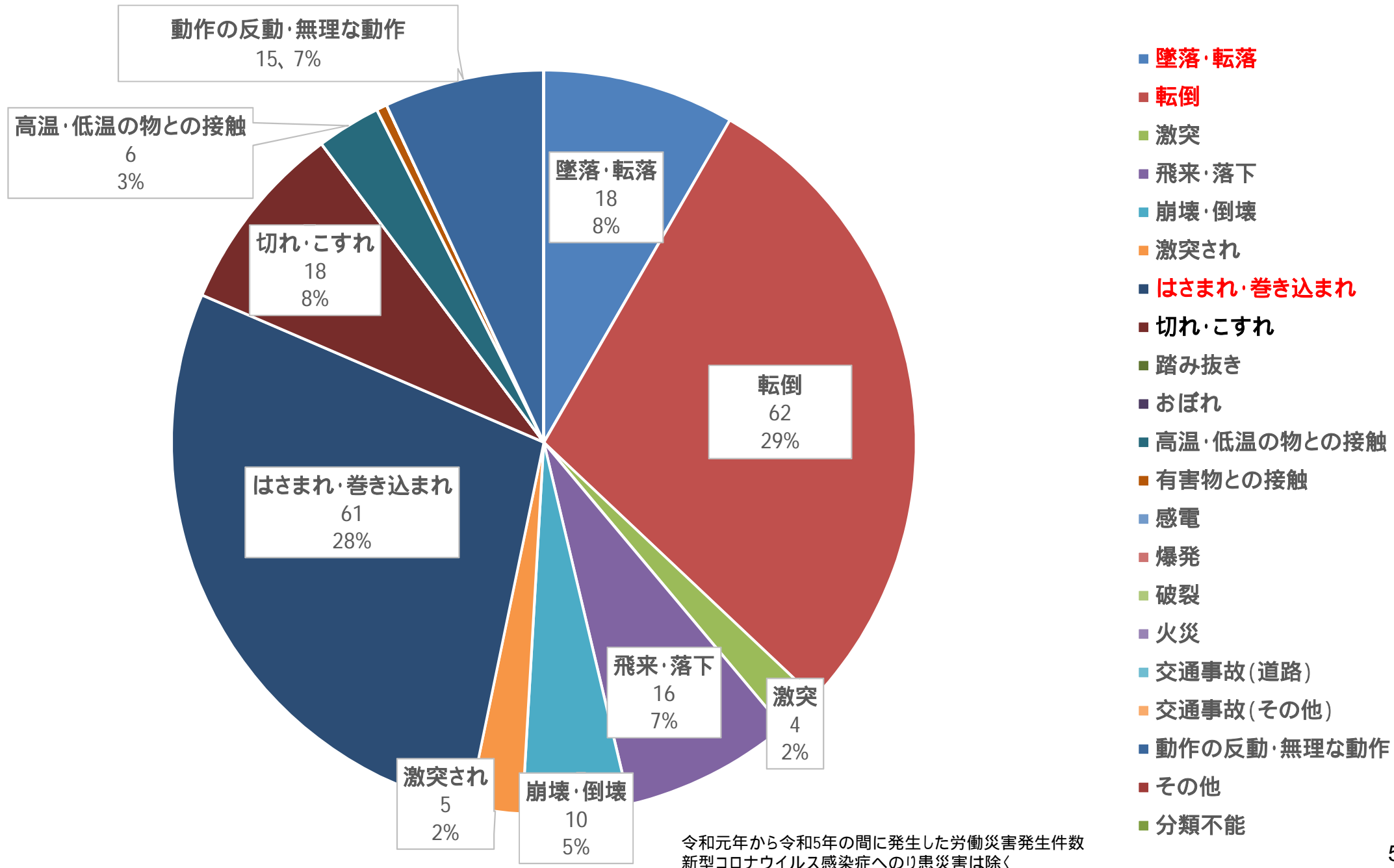
# 年別・業種別災害発生件数

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
製造業	49	31	41	51	51	29	40	46	41	60
鉱業	0	2	1	0	2	1	0	1	1	2
建設業	24	35	30	21	26	29	24	31	21	27
運輸交通業	17	14	20	15	24	12	20	16	21	15
貨物取扱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林業	4	4	3	4	4	2	2	2	4	6
畜産・水産業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
卸小売業	20	25	19	21	20	18	16	25	28	22
社会福祉施設	17	17	20	23	17	10	14	20	15	31
飲食店	3	3	2	2	3	3	5	5	4	2
その他	19	19	17	22	29	27	21	23	32	21
計	154	150	153	159	176	131	142	169	167	187

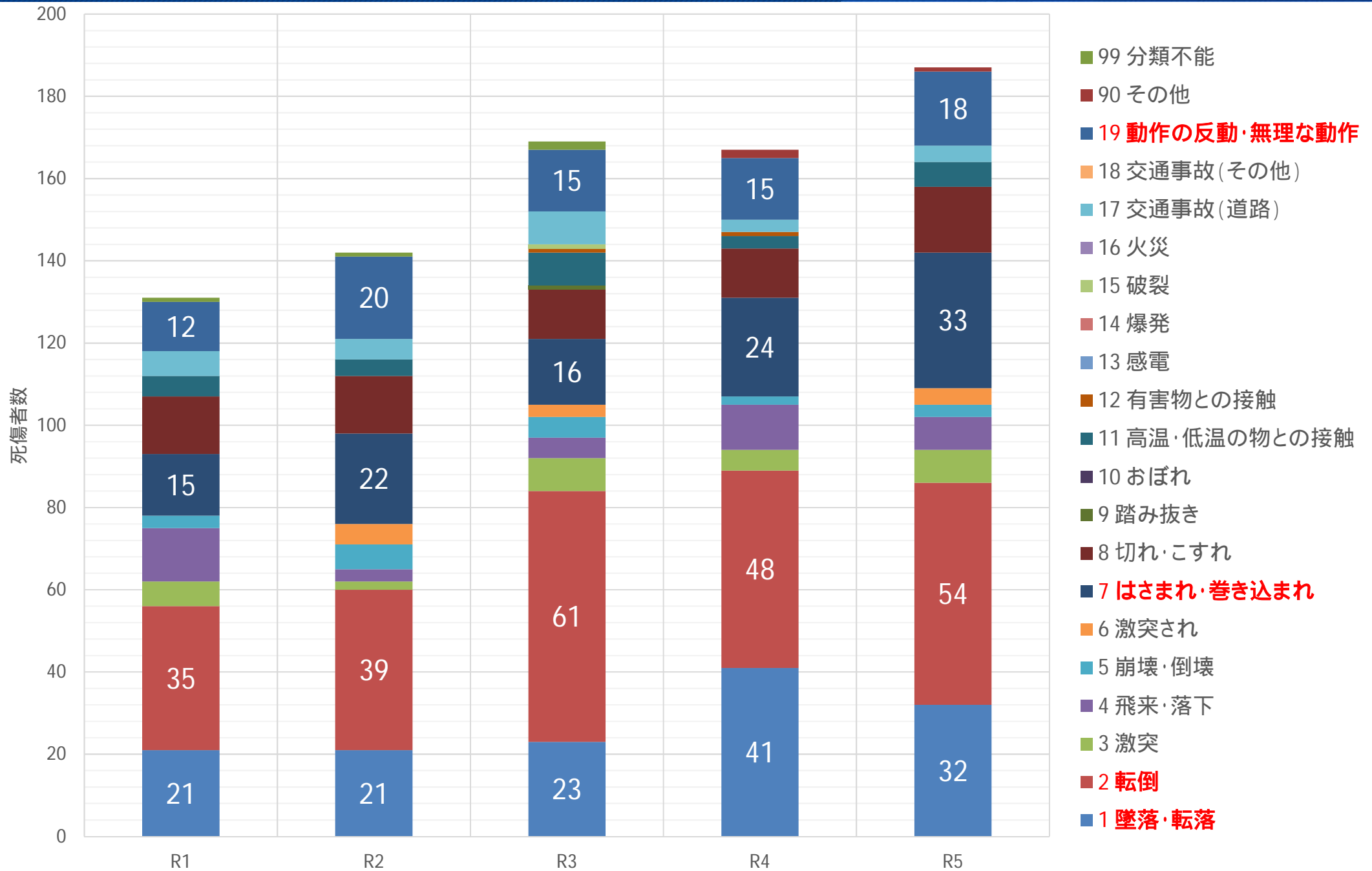
# 年別・業種別発生件数



# 製造業における事故の型



# 年別・事故型別災害発生件数





- 1 . 労働災害発生状況
- 2 . 化学物質等による災害
- 3 . その他



# 化学物質等による災害

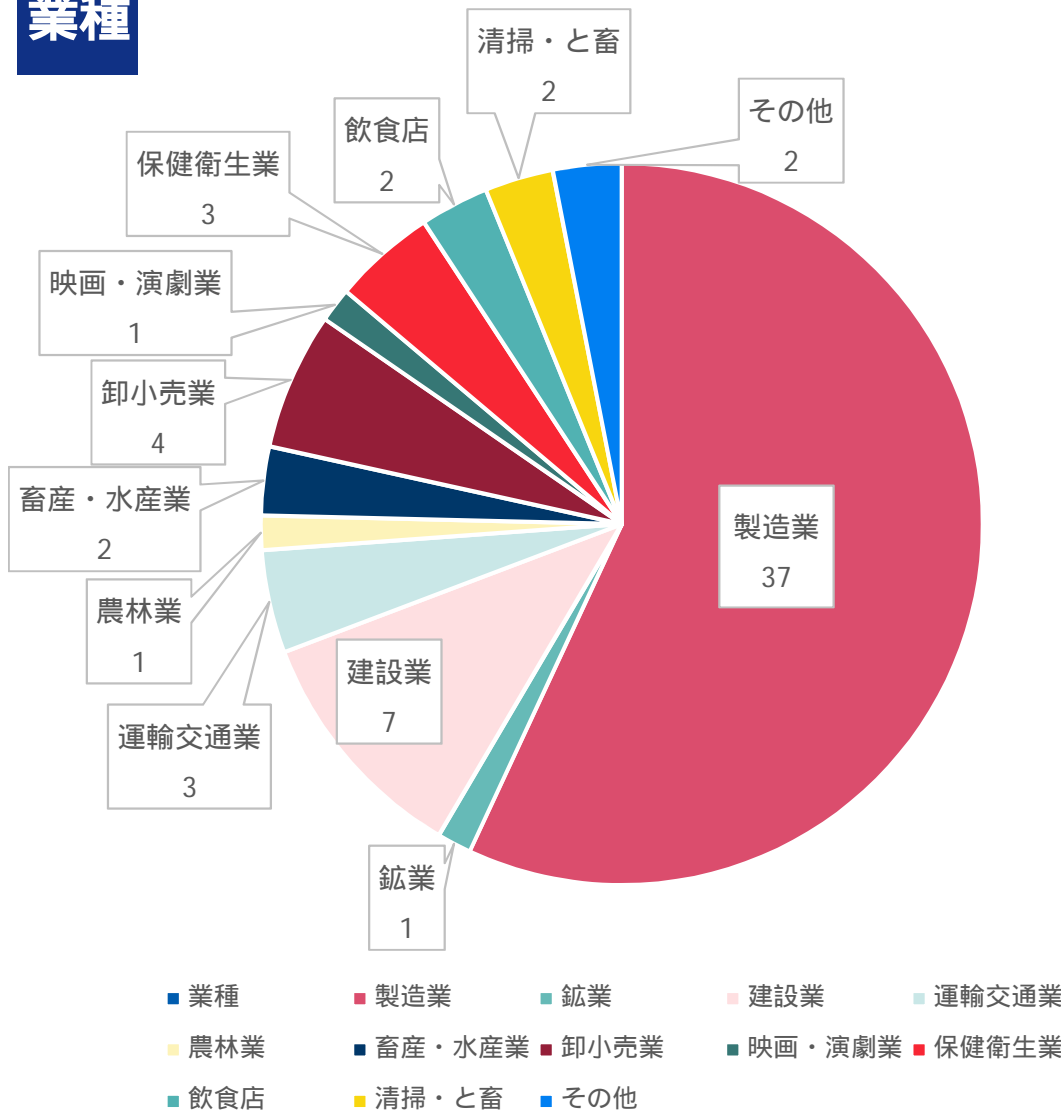
新潟労働局管内における化学物質等による休業4日以上の労働災害発生件数

65件 (R1 ~ R5)

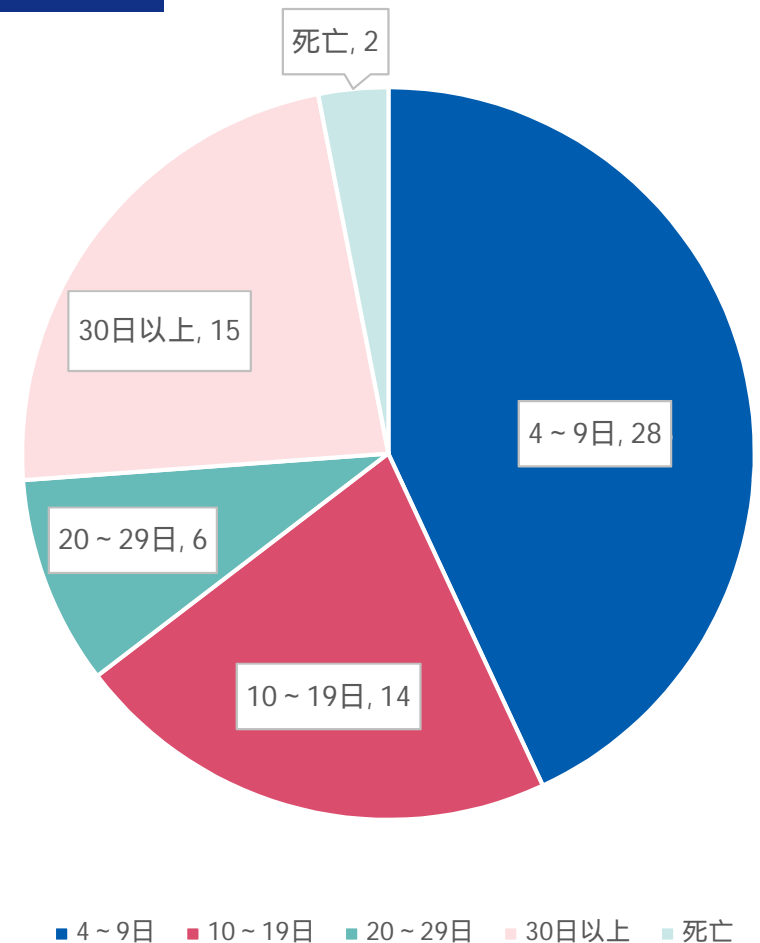
うち新津監督署管内における災害は

2件

## 業種

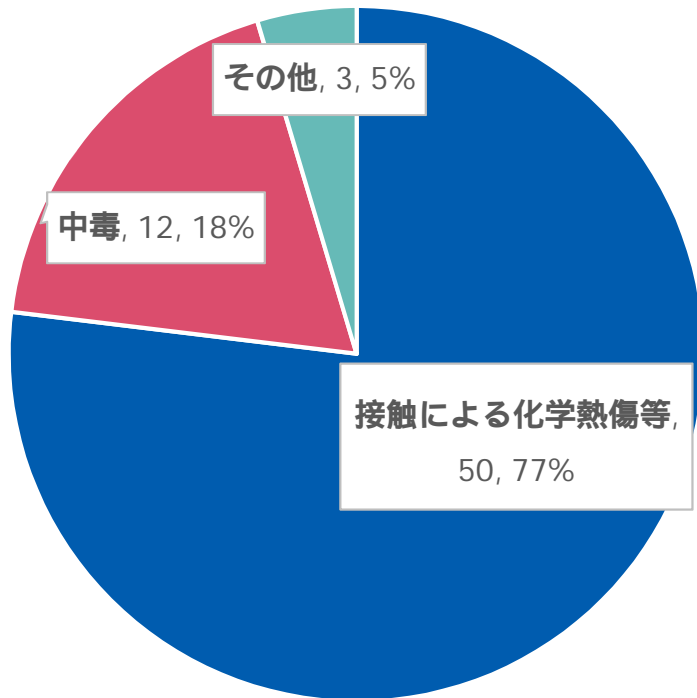


## 休業見込期間



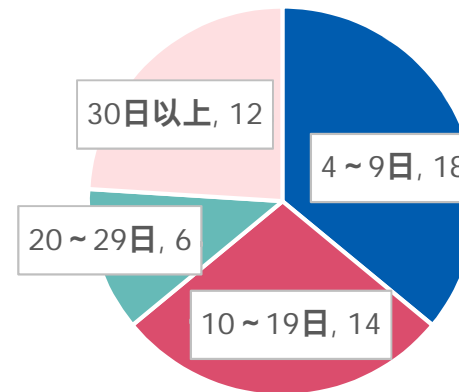
# 災害事例

## 災害の態様



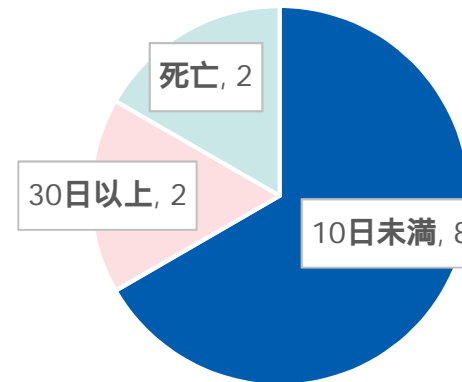
化学物質に関連する災害では、化学物質との接触による化学熱傷や皮膚炎等を発症する事例が多い。  
また、一酸化炭素や硫酸による中毒災害も発生している。

## 接触による化学熱傷等



化学物質との接触災害における休業見込日数は最短で4日、最長で90日となっており、負傷の部位や接触した量などにより、療養を要する期間が異なる。

## 中毒



中毒災害では、一度に被災する労働者が多く、また死亡に至る災害も発生している。

# 保護具の着用について

化学物質管理者・保護具着用管理責任者の皆さまへ

2024(令和6)年4月1日～ 皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル(概要)

## 皮膚等障害化学物質等の製造・取り扱い時に「不浸透性\*の保護具の使用」が義務化されます

\*有害物等と直接接触することがないような性能を有することを指しており、JIS T 8116で定義する「透過」及び「浸透」しないことはいずれの要素も含む。

Q: 皮膚等障害化学物質とはどのような物質ですか? →詳細は第1章第3節を確認

A: 皮膚等障害化学物質には、**皮膚刺激性有害物質** (①)、**皮膚吸収性有害物質** (②)が存在します。なお、皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質の全体像は下図のとおりです。

特別規則対象物質	①皮膚刺激性有害物質 744物質	①かつ② 124物質	②皮膚吸収性有害物質 196物質
----------	---------------------	---------------	---------------------

従来通り保護具着用の義務あり。 皮膚等障害化学物質 1,064物質 今後新たに保護具着用が義務化。



↑皮膚等障害化学物質リストはこちら

### ①皮膚刺激性有害物質

皮膚または眼に接触を与えおそれがあることが明らか化学物質  
→**高所影響** (化学熱傷、接触性皮膚炎など)



### ②皮膚吸収性有害物質

皮膚から吸収され、もしくは皮膚に侵入して、**健康障害**のおそれがあることが明らか化学物質  
→**全身影響** (意識障害、各種臓器疾患、死がんなど)



Q: 保護具の管理は誰が行うのですか? →詳細は第1章第3節を確認

A: 保護具着用管理責任者が保護具の管理を行います。

### 【保護具着用管理責任者とは】

化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、**保護具着用管理責任者**を選任し、有効な保護具の選択、保護具の保守管理その他保護具に係る業務を担当させなければなりません。

### 【職務および権限】

- ①保護具の**適正な選択**に関すること。
- ②労働者の**保護具の適正な使用**に関すること。
- ③保護具の**保守管理**に関すること。

Q: 保護具を使用しないとどうなりますか? →詳細は第2章第1節を確認

A: 皮膚等障害化学物質に対して不浸透性の保護具を使用しないと、皮膚障害や皮膚を介した健康障害が発生する可能性があります。

### 【最近の皮膚等障害事案の状況】

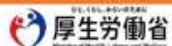
- ・労働災害事例のうち、経皮ばく露による皮膚障害が最多。
- ・特に、皮膚吸収性有害物質は、皮膚刺激性はないが、皮膚から吸収され死がん(膀胱がん)に至った事案も発生。

### 【労働災害事例】

スコップで水酸化ナトリウムと廃油を含む沈殿物をすくった際に、飛散した水溶液を浴び、作業終了後、水酸化ナトリウムによる薬傷と診断された。

なお、作業者の服装は、通常の作業着に**化学防護手袋でない一般のビニル手袋**、ゴム長靴、さらに**化学防護服ではないナイロン製ヤッケ**を着用している作業員もいた。皮膚に障害を与える水酸化ナトリウムを取り扱うにもかかわらず、**適切な保護具を使用していなかったこと**、作業員および現場責任者が、槽内の物質の有害性について認識していなかったことが原因と考えられている。

**手の防護については、一般的なビニル手袋などではなく、適切な化学防護手袋などを使用することが重要である。**



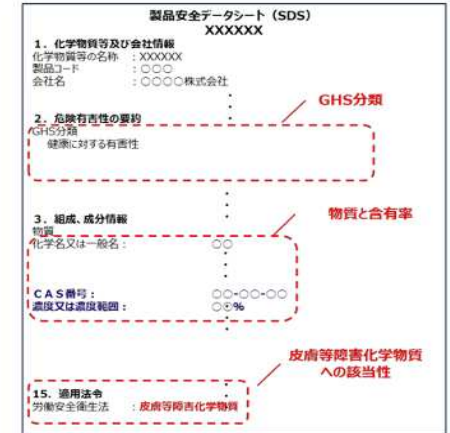
厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署 (R6.3)

## ● 取扱物質が皮膚等障害化学物質か

- ・取扱物質のSDSやメーカーのウェブサイトを確認し、**「15. 適用法令」の表示に「皮膚等障害化学物質等」の記載の有無を確認する。**
- ・SDSの危険有害性の区分を確認し「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」、または「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかが**区分1**である場合は、「皮膚等障害化学物質等」に該当する。
- ・SDSの「15. 運用法令」や有害性区分に該当する記載がない場合は、「3. 組成、成分情報」の**成分名**を参考資料1に掲載されている物質リストと照合し、該当の有無を確認すること。



←参考資料1  
皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質のリスト



## ● 皮膚または皮膚を介して健康への影響がある皮膚等障害化学物質か

- ・成分の名称と参考資料1の物質リストを照合し、**皮膚刺激性有害物質または皮膚吸収性有害物質の欄に「●」の記載がある場合**、皮膚または皮膚を介して健康への影響がある皮膚等障害化学物質と判断することができる。
- ・この場合、**不浸透性の手袋などの保護具**を着用しなければならない。



## 化学物質管理無料相談窓口



## 化学物質規制に関する厚生労働省のHP



- 1 . 労働災害発生状況
- 2 . 化学物質等による災害
- 3 . その他

# 熱中症予防対策について

## STOP! 熱中症

## クールワークキャンペーン

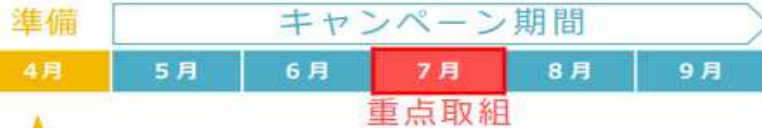
職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター  
チュウイ カンパ



キャンペーン  
実施要項



### 準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/> 暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/> 設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/> 休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/> 服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/> 緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

### 重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき生活活動の目安	注意事項
危険 (31以上)	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
嚴重警戒 (28~31)※1		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25~28)※2	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。
注意 (25未満)	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

### 熱中症の応急手当

いつもと違うと思ったら、すぐに **119** 番



救急車到着まで



水をかけ 全身を急速冷却

#### 前日のチェック

- 仕事前日の飲酒は控えめに
- くっすり眠る
- 熱中症警戒アラート確認

#### 仕事前のチェック

- よく眠れたか
- 食事をしたか
- 体調は良いか
- 二日酔いしていないか
- 熱中症警戒アラート確認

#### 仕事中のチェック

- 単独作業を避け、声をかけ合う
- 監督者は現場パトロール
- 水分・塩分の補給
- こまめに休憩

詳しくはコチラ

# チャレンジ新潟ゼロ災害運動2024

## 労働災害ゼロにチャレンジしてみませんか？

### 「チャレンジ新潟ゼロ災害運動 2024」参加事業場募集！

新潟労働局では、労使協力して集中的な取組を行い、労働災害ゼロを達成していただくため、平成 29 年から「新潟ゼロ災害運動」を行ってまいりましたが、これまでの取組状況や昨今の災害動向等を踏まえ、新たに「チャレンジ新潟ゼロ災害運動」として展開することとしました。

地域における安全水準の向上とゼロ災害の継続に向けた事業場の自主的な安全衛生活動の一環として、みなさまの積極的なご参加をお待ちしています。

概要	<p>労使協力して「安全宣言」し、期間中ゼロ災害を達成した事業場には達成証及びマークを交付します。</p> <p>なお、承諾をいただいた参加及びゼロ災害達成事業場については、名称や所在地（市町村名のみ）、業種を新潟労働局ホームページ（HP）で公表する予定としています。</p>
実施期間	<p>令和6年7月1日～12月31日 （申請期間：令和6年6月1日～6月30日）</p>
対象	新潟県内に所在する事業場（規模、業種は問いません）
参加申請	新潟労働局ホームページの「専用フォーム」をご利用ください。

参加いただき、期間中の労働災害「ゼロ」を達成した事業場には、達成証及びマークを交付します。詳しくは、新潟労働局ホームページ（HP）でご確認ください。

チャレンジ新潟ゼロ災害運動2024  
  
**Niigata Safe Work**  
 あわせて「みんなで達成「ゼロ災害」」  
 新潟労働局・各労働基準監督署

YouTube  X (旧 Twitter)  LINE 

【問合せ・担当課】  
 新潟労働局労働基準部健康安全課  
 〒950-8625  
 新潟市中央区美咲町1-2-1  
 新潟美咲合同庁舎2号館3階  
 TEL 025-288-3505

新潟ゼロ災 2024 

### 〔申請方法〕

- ステップ① 6か月間に労使が行う災害防止対策「安全宣言」を作成（新潟労働局 HP 掲載の実施要綱及び参考様式参照）し、事業場内の見やすい箇所に掲示する。
- ステップ② 上記①の内容（安全宣言）や事業場の基本情報などを新潟労働局 HP の参加申請フォームへ入力し送信（参加申請）する。・これにより申請となります。
- ステップ③ 令和7年1月になりましたら、取り組み結果を新潟労働局 HP の結果報告フォームへ入力し送信（結果報告）する。・後日、達成証を交付（郵送）します。

**安全宣言**

「チャレンジ新潟ゼロ災害運動 2024」  
 令和6年7月1日～12月31日

本取組を機に、以下の事項について、労使一丸となり、労働災害の無い、安全な職場づくりに取り組むことを宣言する。

- ア 安全衛生管理体制を整備すること
- イ 安全衛生法令を遵守すること
- ウ 以下の安全衛生活動を実施すること
  - ・ リスクアセスメント
  - ・ 危険予知活動
  - ・ 5S 運動
  - ・ 指差し呼称と合図による確認作業の励行
  - ・ 職場巡回
- エ 安全衛生教育を実施すること
- オ **（事業場独自の取組）**

令和 年 月 日

事業者代表者 新潟製造株式会社 代表取締役 新潟太郎  
 労働者代表者 OO工場製造リーダー 工場太郎

チャレンジ新潟ゼロ災害運動 2024  
 ゼロ災害達成証

●●●株式会社▲▲事業所 様

貴事業場は、「チャレンジ新潟ゼロ災害運動 2024」に参加し、労使協力して労働災害防止のための取組を行い、期間中の労働災害ゼロを達成したことを証します。

表彰期間 令和6年7月1日～12月31日

令和7年●月●日  
 厚生労働省新潟労働局長 印

### 企業において安全確保を最優先に取り組んでもらえる企業を募集しています！

企業内の働く人の命や健康を守るだけでなく、生産性の向上が期待されるとともに、企業内の意識を高め、働く人同士の信頼感の向上につながる事が期待されます。良い労働環境であれば働きがいをもって業務をこなし、個々の能力が向上できます。ご家族も安心して働く人を企業に送り出せます。

厚生労働省では、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現を目指す「従業員の幸せのための SAFE コンソーシアム」(※)を設立し、労働災害防止に向けた機運の醸成や、企業・労働者のみならず、顧客やサービス利用者等のステークスホルダーの行動形容のために協力いただける全ての企業・団体等の皆様に、コンソーシアムへの参画を呼び掛けています（詳しくは、SAFE コンソーシアム「ポータルサイト」よりご確認ください）。

(※) SAFE は、Safer Action For Employees の略で、「従業員の幸せのための安全アクションを推進する活動体」のことです。

お申し込みは  
こちら



危険に気付くあなたが目

そして摘み取る危険の芽

みんなで築く職場の安全



**ご清聴ありがとうございました。**